関東ブロックにおける審査上の取扱い（ブロック取決）のご案内

令和8年11月1日

関東ブロック(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、関東ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

（※） 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

【関東ブロック取決事項】

医　科

No.	取扱い	根拠	備考
1	小児に対するデキサメタゾンシペシル酸エステル(エリザス点鼻粉末 200μg28噴霧用 5.6mg等)の投与については、原則として、認められない。	デキサメタゾンシペシル酸エステル(エリザス点鼻粉末 200μg28噴霧用 5.6mg等)については、医薬品添付文書に「成人」とあり、小児に対して代替できる医薬品もあることから、小児への投与は、原則、認められないと判断した。	適用診療月 令和9年2月診療分
2	アレルギー性鼻炎に対する、D298 嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー(部位を問わず一連につき)の算定については、原則として、認められない。	アレルギー性鼻炎の診断にあたり、下鼻甲介粘膜の腫脹・水様性鼻汁の確認は必要であるが、これらは通常、前鼻鏡検査で可能である。このことから、他の鼻疾患との鑑別のために、嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピーを施行する場合については、原則、鑑別すべき傷病名の疑いがない場合は、認められないと判断した。	適用診療月 令和9年2月診療分

本件に関する問合せ先
関東審査事務センター
混合・歯科審査室眼科・産婦人科審査第1課　谷田部(TEL:03-6849-6286)